



リンテック株式会社

人事部 課長 尾藤 明彦さん(右)
課長代理 三井 安之さん(左)

企業プロフィール

- 事業内容：粘・接着製品、粘着関連機器、特殊紙、加工紙・加工フィルムなどの開発・製造・販売
- 従業員数：2,529名(2011年3月31日現在)
- URL：<http://www.lintec.co.jp>

社員が安心して働ける職場環境作り

実践!

こうすればできる!こうすればのびる!

- ① 休暇を利用しやすい職場風土をつくる
- ② 社員のニーズを反映する
- ③ 社内イントラネットや社内報等の活用で認知を高める

保存休暇

長期休業に対する不安を軽減

1990年に3社合併で現在のリンテックがスタートしました。社員が働きやすい環境が作れるように、「身の丈でできる範囲で」をモットーに各種の休暇制度も改善を続けています。保存休暇は3社合併時からある古い制度です。年次有給休暇の残りは翌年に繰り越せますが、繰り越せる限度を越えて毎年時効により消滅してしまう年次有給休暇を最大50日まで保存できるようにしたのが「保存休暇」です。社員自身の傷病、配偶者・子ども・親の看護や介護、家族入院時の子の養育の範囲で休暇を取得することができます。こうした長期休業が必要となるケースが万が一起きたときに、少しでも支えとなれるよう配慮をしています。



裁判員休暇

非日常経験による疲労に配慮

裁判員制度が2009年にスタートする以前からどのように対応したらよいかを検討していました。初めてのケースでもあるので、実際に運用されてから、どのようなニーズが発生するのか様子を見る必要もあると考えていました。休暇制度として規定されたのは2010年4月です。裁判員候補者として通知を受けると、まず裁判所に出頭しなくてはなりません。このときに休暇が付与されます。さらに裁判員に選出され、裁判に参加する場合には、必要日数が付与されます。日常とは異なる経験による、心身の疲労を考慮して、半休などにはせず一日単位の休暇取得としました。それまでは出頭休暇というものを設けていましたが、それとは別に裁判員休暇を制度化しました。

社会貢献休暇

地域コミュニケーションの活性化に一役

地域活動などのボランティアやPTA活動などに参加するときに、社会貢献休暇を利用して

工場勤務者Aさん (裁判員休暇)

工場では初めて裁判員休暇を取得

裁判員の候補になったという通知が来たときは、すぐ上司や工場長に相談しました。幸いすでに休暇の仕組みができていたこと、職場のメンバーによる業務上のサポートもあり、裁判員候補としての面談や裁判員として参加した連続3日間の裁判にも気兼ねなく対応することができました。他の裁判員の中には、有給休暇を使って来ていた人もおり、当社の裁判員休暇制度の内容とその対応の早さに驚いていました。裁判では、人を裁くという責任感など厳しい部分もありましたが、いい経験になりました。反面、今までにない未知の世界に入るということは、精神的な負担もあります。休暇を取得し業務を離れて専念できたのは、気持ちの上でとても楽でした。裁判員休暇取得後、工場長の配慮により、工場内で裁判員制度について説明する機会を設けてもらいました。まだ裁判員休暇制度があることを知らない社員もいると思うので、部下から相談を受けた際、この休暇制度について上司として伝えられるようにしていきたいと思っています。

吾妻工場 製造部 副部長

松浦 勝良さん (社会貢献休暇)

祭りの手伝いも大事な役目

私が住む地域では、居住地域の祭りの準備をする「祭り世話」という役割がまわってきます。私の地域には2つの

きます。1年間に3日取得可能であり、各活動に専念する役員に任命された場合など、地域社会の活動に積極的に関わるケースに取得することができます。PTA活動による休暇取得者からは、「人生の中で子どものために時間をとらなくてはならない大切な時期に、こうした休暇制度があるととても助かる」という声が届いており、特に女性社員の取得率が高くなっています。今後は少子化等の影響もあり、こうした休暇制度の充実が社員に長く働いてもらう一助になってくれたらと思っています。

多様な手法で情報提供

当社の休暇制度を就業規則に規定しイントラネット上に掲載、CSR報告書にも制度概要

神社があり、年に4~5回祭り世話の仕事があります。私のように他県から来た人間は、そういう場に顔を出すことで地域の方々とながりを保つことができます。平日に「祭り世話」をやらなくてはいけない場合もあるため、社会貢献休暇を取得して役割を果たすことで、地元の方々とのコミュニケーションをとるいい機会を得ています。

Voice



吾妻工場 事務部

唐澤 順子さん (社会貢献休暇)

子どもの部活役員のために取得

—去年はPTAの役員、去年は自治会の役員、そして今年には学校の部活役員をしているので、社会貢献休暇制度を活用しています。子どもが吹奏楽部に所属しており、文化祭や学校外での演奏などをサポートする仕事があるのです。土日の活動以外に、平日に学校での打ち合わせがあるため、このときは休暇を取得しなければなりません。年間3日ある社会貢献休暇をフルに利用して、足りない分は有給休暇を活用しています。仕事をしていると昼間にいない分、地域の人と顔をあわせる機会がどうしても少なくなってしまう。このような活動に参加することで、コミュニケーションを広げられるのが有り難いです。